

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき、名桜大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 専攻科は、看護学を基盤に、人間の生命の尊厳を守り、人権を擁護できる豊かな人間性を培うとともに、女性、母子やその家族を全人的に理解し、寄り添い、かつ、継続的に健康教育支援ができる助産師を育成する。また、安全で質の高い助産実践能力を維持し、他職種と協働して、地域・国際社会の母子保健の発展に貢献できる自律した助産師を育成することを目的とする。

(入学定員)

第 3 条 専攻科の入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

入学定員	収容定員
6 人	6 人

第 2 章 運営組織

(専攻科長)

第 4 条 専攻科に専攻科長を置き、当該専攻科に関する事項を掌理する。

2 専攻科長の任期及び選考については別に定める。

(教授会)

第 5 条 専攻科の管理運営に関する重要事項は、人間健康学部教授会（以下「教授会」という。）で審議する。

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 6 条 専攻科の修業年限は、1 年とする。

(在学期間)

第 7 条 専攻科における在学期間は、2 年を超えることができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師資格を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

(入学志願の手続)

第10条 専攻科への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書その他本学が必要と認める書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第11条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前項の選抜に合格した者は、所定の期日までに誓約書、保証書その他必要な書類を提出するとともに、第17条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学等の制限)

第13条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は認めない。

(休学期間)

第14条 休学することができる期間（以下「休学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

第5章 授業科目、履修方法等

(授業科目、単位数及び履修方法)

第15条 専攻科の授業科目及びその単位数は別表のとおりとし、学生が修得すべき単位数は35単位とする。

2 各授業科目の履修方法等は、別に定める。

第6章 修了

(修了)

第16条 専攻科に1年以上在学し、第15条第1項に定める所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、別記様式により修了証書を授与する。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第17条 専攻科の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 補則

(準用)

第18条 専攻科における学年、学期、休業日、単位の計算方法、単位の授与、成績評価、復学、退学、除籍、転学、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、表彰及び懲戒については、本学学則及びその他の学部諸規定を準用する。

2 前項において、この規則に準用する場合は、「学部」を「専攻科」と「教授会」を「人間健康学部教授会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月23日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月25日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

【助産学専攻科】授業科目及び単位数

科目 区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必修	選択	
助産学 基礎領域	助産学概論	1 前	1		必修 8 単位
	助産ケアと倫理	1 前	1		
	沖縄のケアリング文化と女性	1 前	1		
	生殖医学	1 前	1		
	周産期医学	1 前	2		
	新生児・乳児学	1 前	1		
	母子の栄養・薬理学	1 前	1		
助産学 実践領域	リプロダクティブヘルス支援	1 通	1		必修 22 単位
	妊娠期の助産診断・技術学	1 前	1		
	分娩期の助産診断・技術学	1 前	2		
	産褥・新生児・育児期の助産診断・技術学	1 通	2		
	周産期ハイリスクケア論	1 通	1		
	健康教育技法	1 通	1		
	分娩期助産演習	1 前	1		
	母子の癒し援助論	1 通	1		
	やんばるの母子保健	1 前	1		
	助産学実習Ⅰ（妊娠期・継続ケース）	1 通	2		
	助産学実習Ⅱ（分娩・産褥・新生児期）	1 通	6		
	助産学実習Ⅲ（NICU）	1 後	1		
	助産管理学実習	1 通	1		
母子ケアリング実習（僻地・離島）	1 後	1			
助産学 発展 領域	助産管理学	1 通	2		必修 5 単位
	国際母子保健学	1 通	1		
	助産学研究	1 通	2		

第 号	年 月 日 名桜大学長 (氏名) 学長印	修了証書
	これを証する	氏名 年月日生
	本学助産学専攻科の所定の課程を修了したことを認定し	